

議案第48号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「別表第2(24)の項から(27)の項まで」を「別表第2(23)の項から(26)の項まで」に改める。

別表第1行政財産の目的外使用料の部中「100分の108」を「100分の110」に改め、同部に次のように加える。

職員駐車場	車両、場所その他の事情を考慮して市長が別に定める額	
-------	---------------------------	--

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定及び別表第1行政財産の目的外使用料の部に職員駐車場の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。